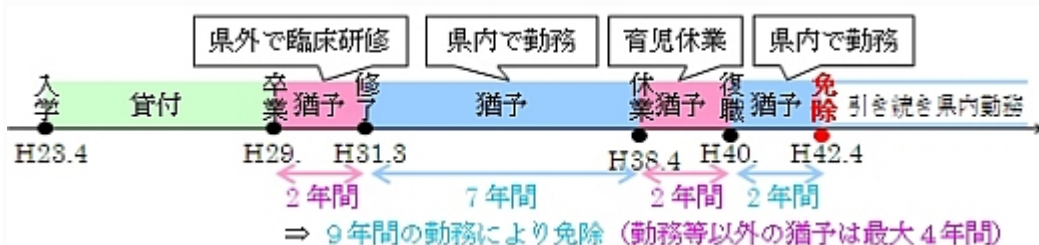


千葉県医師修学資金貸付制度

千葉県医師修学資金貸付制度(長期支援コース修学資金)は、将来、千葉県内の医療機関において医師として地域医療に従事しようとする医学生であって、帝京大学医学部に入学した者に対して、千葉県が貸付けを行うものです。(千葉県の奨学金と本学の奨学金の2つの奨学金を受給することも可能です。)

なお、制度の概要については以下の通りとなります。

【貸付対象者】	本学医学部合格後、本学医学部に入学し、卒業後、医師として千葉県知事が指定する千葉県内の医療機関で医師の業務に従事する意欲のある者 ※平成23年度入学生より(県外出身者の申込可)
【募集人数】	1名⇒4名に変更(平成24年度入学生より3名増)
【貸与金額】	月額30万円(年間360万円 6年間総額2,160万円)
【貸与期間】	学則の定める正規の在学期間の範囲
【選考方法】	入学後の出席状況、小論文、面接、出願書類などを総合して5月に本学で選考を行う。
【返還免除の条件】	大学を卒業した日から1年3月以内に医師免許を取得し、貸付期間の1.5倍の期間(9年間)従事すること。勤務先は、地域医療と借受人のキャリアアップとのバランスを考慮しながら、千葉県が本学医学部と相談の上、千葉県知事が借受人ごとに指定します。(診療科は特に指定なし)
【臨床研修】	千葉県外で研修を受けることも可能(千葉県内で研修を受けた場合は、返還免除に必要な勤務期間に算入されます。)
【義務年限の猶予】	最大4年間の義務年限の猶予が認められます。4年以内であれば、義務年限中であっても、①妊娠・出産・育児による休業、②大学院博士課程への進学、③海外留学、④他の都道府県での臨床研修などが可能です。



福島県地域医療医師確保修学資金（奨学金）

福島県と本学との提携により、福島県が本学医学部入学生のための奨学金を設置しました。

福島県の奨学金と本学の奨学金の2つの奨学金を受給することも可能です。

申込資格等については以下の通りとなります。

【募集人数】	1名⇒2名に変更(平成24年度入学生より1名増)
【貸与金額】	月額 23 万 5 千円 (予定)
【貸与期間】	学則の定める正規の在学期間の範囲
【申込資格】	本学医学部一般入試の出願の際に本修学資金を希望し、本学医学部合格後、本学医学部に入学し、将来、医師として福島県が指定する医療機関に修学資金貸与期間の 1.5 倍以上の期間従事しようとする意思がある者(県外出身者の申込可)。
【選考方法】	入学後の学業成績、面接、出願書類などを総合して1年次後期に福島県が選考を行う。
【返還免除】	大学卒業後 2 年以内に医師免許を取得し、初期臨床研修後、医師として福島県が指定する医療機関に修学資金貸与期間の 1.5 倍の期間従事すること。従事医療機関は、福島県内の公的医療機関及び小児医療、周産期医療、救急医療のいずれかの領域で福島県が指定する県内の医療機関とする。県が指定する県内の医療機関において後期研修を行う場合は、4 年を限度に従事 期間に含むものとする(初期臨床研修の 2 年間は従事期間に含まない)。
【参考】	福島県地域医療医師奨学金制度(H23 年度参考)

- [福島県地域医療医師確保修学資金のご案内 —帝京大学入学生用—\(PDF\)](#)

帝京大学地域医療医師確保奨学金（医学部）

地域医療における医師の確保を図るため、本学独自の奨学金制度を設置いたしました。

申込資格等については以下の通りとなります。

【募集人数】	4名程度
【貸与金額】	初年度：900万円(入学金全額、授業料半額、医学教育維持費全額の合計額に相当) 2年次以降：180万円(入学年次の授業料の半額に相当)
【貸与期間】	学則の定める正規の在学期間の範囲
【申込資格】	次に掲げる各号の要件を満たしている者 (1) 本学グループ校所在地(福島、新潟、山梨、千葉、神奈川、岐阜、愛媛県)及び近県(埼玉県)(以下「県」という。)が指定する地域の医療機関、または分院に初期研修から指定された期間を勤務する意思のある者。 (2) 県の医師修学資金を申し込む者。但し、同修学資金を受けられない場合は、分院に初期研修から指定された期間を勤務する意思のある者。 (3) 高等学校もしくは中等教育学校卒業後1年以内に入学した者。 (4) 成績優秀にして、かつ、心身健全である者。
【選考方法】	入学後の学業成績、面接、出願書類などを総合して1年次後期に選考する。
【返還免除】	次に掲げる各号の要件を満たした場合は、返還債務を免除することができる。 (1)医師免許 大学卒業後2年以内に医師免許を取得する。 (2)初期臨床研修 ①県の修学資金を受けた者は、各県の貸与規定に従い初期臨床研修を行う。 ②県の修学資金を受けない者は、本学分院または指定地域の公立病院で初期臨床研修を行なう。 (3)初期研修後の勤務 ①県の修学資金を受けた者は、各県の貸与規定に従い勤務する。 ②県の修学資金を受けない者は、本学分院または指定地域の公立病

	<p>院に勤務する。</p> <p>(4)勤務義務期間</p> <p>①県の修学資金を受けた者は、各県の貸与規定に従う。</p> <p>②県の修学資金を受けない者は、貸与期間の1.5倍に相当する期間を勤務する。</p>
【返還】	<p>次のいずれかに該当したときは、指定の期日までに貸与を受けた奨学金の全額を返還するものとする。</p> <p>(1)県の修学資金を受けた者が、各県の貸与規定に従い、県に返還しなければならないとき。ただし、勤務義務年限内の途中から本学分院に勤務した者は除く。</p> <p>(2)県の修学資金を受けない者</p> <p>①貸与が中止されたとき。</p> <p>②大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかったとき。</p> <p>③業務外の事由で初期研修または勤務ができなくなったとき。</p>

本件に関するお問合せ先

帝京大学 医学部・医療技術学部事務部 TEL: 03-3964-3294

受付時間: 月曜～金曜 8:30～17:00 土曜 8:30～12:30

※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く